

別紙

「羽島市防災基本条例（仮称）（案）」に寄せられた意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	<p>■ページ及び項目 条例の制定</p> <p>■意見 本条例は基本的に必要である。各項目もこの内容で良いと思う。問題点は、この条例を市民に周知徹底させるための工夫が必要である。</p> <p>■理由 防災訓練時の「玄関にタオル」といった極めて初歩的なことすら市民の周知率が50～70%である。本条例施行後の周知率が懸念される。</p>	<p>ご意見のように周知徹底が重要と考えています。 市民の方に分かりやすい啓発に努めます。</p>
2	<p>■ページ及び項目 P3 第2章 自助 第3条第1号（市民の自助）</p> <p>■意見 「地震に備え耐震補強および家具の固定をする。」「水害に備え家屋の建設時には必要な造成（盛土等）を行うことに努める」等の具体的な内容を規則等で市民に提示する。</p> <p>■理由 条文のみでは具体的な取組が示されておらず提示する必要があると考える。</p>	<p>ご意見のような具体的な取り組みについて条例への規定について羽島市防災会議条例専門部会（以下、「専門部会」という。）にて検討したいと考えます。</p>
3	<p>■ページ及び項目 P5 第3章 共助</p> <p>■意見 「事業者は地震又は水害の災害時に自己の所有する建物を提供する。」を提示する。</p> <p>■理由 事業者の具体的な行動が示されておらず提示する必要があると考える。</p>	<p>ご意見いただいた取り組みがワークショップでも意見として出ていました。条例への規定を専門部会にて検討したいと考えます。</p>

No.	意見	市の考え方
4	<p>■ ページ及び項目 条例のタイトル</p> <p>■ 意見 「市民による」、「市民のため」を入れた条例名としてはどうか。</p> <p>■ 理由 ワークショップで作成した条例であるため。 「自分（市民）の命は自分（市民）で守る」と前文にあるため。</p>	<p>ご意見のように、市民が市民のために作った条例であることが分かるような名称を付けてはどうかと、専門部会の委員の方より意見が出ていました。</p> <p>専門部会にて条例の名称について検討したいと考えます。</p>